

水源地域整備計画の決定及び事業の実施までの流れ

(第2条第2項)

「指定ダム」 (=水特法の対象) の指定

都道府県知事・市町村長の要望

○政令により指定

※建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダム
(水没住宅戸数20戸以上、又は水没農地面積20ha以上(北海道は60ha以上))

※このうち、水没する住宅の数が特に多い、又は農地の面積が特に大きいダムは、
第9条第1項による指定を行う。
(水没住宅戸数150戸以上、又は水没農地面積150ha以上。ただし、ダムの建設
により他の都府県が著しい利益を受ける場合は、75戸以上又は75ha以上)

ダム指定日...石木ダム 昭和57年12月28日(政令第320号)
本明川ダム 平成28年3月30日(政令第92号)

(第3条第1項)

水源地域 (法の対象地域) の指定

(第3条第1項)

都道府県知事の申し出
(ダム等事業の所管行政機関の長を経由)

○国土交通大臣が指定
(官報により公示)

※指定ダム等の建設によりその基礎条件
が著しく変化すると認められる地域
※ダムの貯水池に面する区域

(第4条第3項)

水源地域整備計画の決定

(第4条第1項)

都道府県知事が案を作成し提出
(ダム等事業の所管行政機関の長を経由)

○国土交通大臣が決定
(官報により公示)

※土地改良、治水、道路等、24区分の事業
を整備計画に定めることができる。
(第5条の1)

(第6条)

国、県、市町村等による整備事業の実施

黒文字：手続きが終了しているもの
赤文字：今年度行った手続き
緑文字：来年度以降行う予定の手続き